源泉所得税指導会開催のお知らせ

【源泉所得税とは?】

- ★ 給料や報酬などの支払いをする人が、給料などを支払う際、その給料に応じて定められている所得税の額を計算し、その所得税額を天引き徴収して国に納めることを**源泉徴収**といいます。
- ★「源泉所得税の納期の特例」を申請されている方の令和2年1月~令和2年6月までの 源泉徴収をした所得税は7月10日(金)までに納付することとなっております。

但し、新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難な場合は、「新型コロナウイルスによる納付期限延長申請」である旨を納付書の「摘要」欄に付記することにより期限の延長が可能になります。

- ◎ 専従者給与の分も忘れないようにしてください。
- ◎ 税額が0でも0報告をしなければなりません。

■日程表

開	催	日	時	会場		
				会場名	所在地	電話
令和2年 7月	6日((月)		-t- 7f- []	厚木市栄町1-2-2 県央産業会館内	223-2545
7月	7日	(火)		事 務 局 (会議室)		
7月	9日	(木)		(
令和2年 7月	7日((火)		愛川支所 (2階会議室)	愛川町角田104-4 愛川商工会館内	286-3443
7月	8日	(水)				
7月	10日	(金)		\		

ご持参いただくもの

- •源泉徴収簿(本年分,前年分)
- ・納付書(R元年控、R2年分※)※余分の用意がありませんので必ずご持参ください。
- 給与所得者の扶養控除等申告書

- •帳簿等
- ☆ 受付時間は9:30~11:30、13:00~15:00です。(12:00~13:00は休憩)
- ☆ 開催時間内のご都合のよい時間にお越しください。上記の指導会以外にはご指導できないことがありますので、上記の日程をご利用ください。
- ☆ 駐車場が狭いため、お車でのご来場はなるべくご遠慮ください。
- ☆ 必ずマスク着用の上、お越しください。
- ☆ 3密を避けるため、お一人様でお越しください。



●お問い合わせは



事務局 厚木市栄町1-2-2(県央産業会館内) 愛川支所 愛川町角田104-4(愛甲商工会館内) TEL 223-2545 TEL 286-3443